

○経済産業省告示第二百五十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月十九日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物</p>	<p>二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物</p>

及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等	貨物名
[略]			
[略]			
[略]			

及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地域	貨物		
	項目番号	関税率表の番号等	貨物名
[略]			
<u>エリトリア</u>			<u>輸出貿易管理令別表</u> <u>第一の一の項の中欄</u> <u>に掲げる貨物</u>
[略]			

第2 [略]

第2 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。